

補助・助成制度などのご紹介

低所得の子育て世帯に対する 生活支援特別給付金について

国補助事業

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親世帯にその生活を支援するため給付金を支給しています。申請が必要で、手続きがまだの場合は期限までに申請をしてください。

問合せ先 子育て支援課

【ひとり親世帯分】

対象 下記①～③のいずれかに該当する人

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人（申請不要で、児童扶養手当の登録口座に昨年6月29日(水)に振込済）

②公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る）

③**令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人**

給付額 児童1人あたり5万円

申請

②③の対象者は2月28日(火)（消印有効）までに、申請書類に記入のうえ必要書類を添付し、郵送または直接、〒598-8550 泉佐野市役所 子育て支援課へ



【ふたり親世帯分】

対象 下記①②のいずれかに該当する人

①児童手当または特別児童扶養手当を受給している人で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人（申請不要）

●令和4年4月分の受給者…手当の支給口座へ昨年7月22日(金)に振込済

●令和4年5月分以降の受給者（令和4年4月～令和5年2月生まれの新生児の養育者）…手当の支給口座へ振込

②対象児童（18歳になる年度末までの子、障害児については20歳未満）の養育者で、以下のいずれかに該当する人

●令和4年度分の住民税均等割が非課税である

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる（家計急変者）

給付額 児童1人当たり5万円

申請 ②の対象者は3月15日(火)（消印有効）まで（可能な限り2月28日(火)まで）に、申請書類に記入のうえ必要書類を添付し、郵送または直接、〒598-8550 泉佐野市役所 子育て支援課へ

※所得が未申告の場合は支給判定ができませんので、至急申告をお願いします。また、対象児童と別世帯になっている場合は給付金の案内ができていないことがありますので、対象と思われる場合は問い合わせてください。



市単独事業

重度障害者タクシー料金助成

在宅の重度障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、タクシー初乗り運賃が割引されるタクシー利用券を配布します。

内容 初乗り運賃（最大680円）が割引されるチケットを2枚/月（年間最大24枚分）配布

※令和4年度は、6枚を今年度に配布（令和5年3月末使用期限）し、残り18枚は翌令和5年度分の24枚に上乗せして4月中に配布（令和6年3月末使用期限）します。

対象 身体障害者手帳をもち、下記の全てに該当する市内に居住し、かつ本市に住民登録されている人

● 障害程度が下肢・体幹・視覚・内部障害で1・2級に該当する人、または療育手帳A判定の認定を受けた人、または精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人

● 下記の施設に入所していない人

障害者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、介護医療院、更生保護施設

申請・問合せ先 申請書（2月中に対象者へ郵送予定）に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で地域共生推進課へ



市単独事業

妊産婦タクシー利用支援事業

妊産婦さんへタクシー乗車券を配布

本市では妊産婦の経済的・精神的な負担軽減のため、大阪タクシー共通乗車券を配布します。産婦人科などへの通院や出産、産後の健診受診などの外出時にご利用ください。

内容 大阪タクシー共通乗車券（1人あたり5,000円分）

※妊産婦本人が同乗していなければ使用できません。利用の際は、母子手帳など状況のわかるものを提示してください。また、他人に譲渡・貸与・転売はできません。

対象 市内に住民登録があり、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した人

※令和4年12月31日までに転出した人除く

申請 地域包括支援センターで妊娠届を提出する際に申請書に必要事項を記入し提出してください。

※令和4年12月31日までに妊娠届出を提出した人には申請書を送付しています（転出者除く）。

配布 簡易書留で順次郵送

問合せ先 子育て支援課

※詳しくは、市ホームページでご確認ください。

国府補助事業

出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで継続的に、身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援と併せた、一体的な事業を実施します。

問合せ先 健康推進課

市単独事業

多胎児（ふたご、三つ子など）を養育する世帯の方へ～多胎児家庭育児支援事業～
いずみさのファミリー・サポート・センターの利用補助券を配布

本市では多胎児を養育する世帯の育児や経済的負担軽減のため、いずみさのファミリー・サポート・センターの利用補助券を配布します。保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎などにご利用ください。

対象 市内に住民登録があり、令和4年4月1日以降に生まれた多胎児を養育する世帯

※令和4年12月31日までに転出した世帯除く

内容 いずみさのファミリー・サポート・センター利用補助券（1世帯あたり40,000円分）

※他人に譲渡・貸与・転売はできません。

申請 対象世帯に申請書などの関係書類を送付していますので、いずみさのファミリー・サポートセンターで利用会員登録後、申請書を提出してください。

配布 簡易書留で順次郵送

問合せ先 子育て支援課

※詳しくは、市ホームページでご確認ください。



【出産・子育て応援ギフト（経済的支援）】

対象 市内に住民登録があり、令和4年4月1日以降出生した子どものいる家庭の養育者および妊娠届を提出した妊婦

内容

● 令和4年度に出生した子どものいる家庭の養育者…出産応援ギフト5万円、新生児1人当たり子育て応援ギフト5万円

● 令和4年度に妊娠届を提出した妊婦…出産応援ギフト5万円

申請

● 令和4年12月31日までの対象者には、申請書類を1月中旬に送付しています。

● 令和5年1月以降の対象者には、妊娠届出時に地域型包括支援センターで、出生・転入届出時に健康推進課で案内します。

【出産・子育てに関する相談（相談支援）】

- 妊娠届出時（面談）…地域型包括支援センター
- 上記以外の出産・子育て全般について…

健康推進課

住民税均等割のみ課税世帯に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（市独自分）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国が実施している「住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない、令和4年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、市独自の取組として、1世帯当たり5万円を給付します。

対象 基準日（令和4年9月30日）時点、本市に住民登録があり、下記の要件を全て満たす世帯

- 令和4年度住民税均等割のみの課税者で構成されている、または令和4年度住民税均等割のみの課税者と住民税非課税者で構成されている世帯
 - 世帯の全員が令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない
 - 基準日以降、申請受付日まで引き続き本市に住民登録がある
 - 国の価格高騰緊急支援給付金（5万円）の支給対象世帯（家計急変世帯を含む）ではない
- ※住民税均等割のみの課税者とは、本市の場合5,300円（市民税3,500円、府民税1,800円）のみ課税されている人で、納税通知書や課税証明書に記載されている所得割の金額が0円の人

受給権者 対象世帯の世帯主（基準日時点）

給付金額 1世帯当たり5万円（1回限り） ※本給付金は所得税法上の一時所得となります。

申請方法（申請期限：3月31日金必着）

● 泉佐野市から確認書が送付された世帯…対象となる見込みの世帯の世帯主宛に1月下旬以降、「確認書」を送付していますので、支給要件に該当する人は確認書に必要事項を記入し、添付書類を同封（必要な人のみ）の上、郵送で提出してください。

● 支給要件を満たしているが確認書が届かない世帯…令和4年1月2日以降に本市へ転入した人を含む世帯などには、確認書は送付していませんので、申請書を下記のホームページからダウンロード、または電話で地域共生推進課へ送付を依頼してください。

※詳しくはホームページ（<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/10389.html>）をご覧ください。

給付（振込）時期 確認書などを受付後、不備などがなければ記載の振込口座に3週間程度で振込の予定

問合せ先

● 泉佐野市から確認書が送付された世帯…緊急支援給付金コールセンター（☎463-3977）午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日除く）

● 支給要件を満たしているが確認書が届かない世帯など…地域共生推進課 緊急支援給付金担当 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日除く）

※下記に該当する世帯は、一部支給対象となる場合があります。

- 令和4年1月1日時点では、婚姻状態で課税配偶者に扶養されていたが、基準日（令和4年9月30日）前に離婚し別世帯となっている場合
- 配偶者その他親族からの暴力などを理由に泉佐野市に避難中で、住民票は泉佐野市外にある場合

泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金

新型コロナウイルス感染症などに起因する急激な原油価格高騰の影響を受ける市内の事業者の経営再建および事業継続に向けた取組を支援するため、支援金を給付します。

対象者 市内に事務所、事業所を有する中小法人等（*）または個人事業主であって、事業の継続に向けて取り組む人

（*）…資本金・出資金10億円未満または常時使用する従業員数2,000人以下

対象車両 令和5年1月1日現在で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が泉佐野市内で登録されている自動車で、現に対象者が自らの事業のために使用している車両

※二輪自動車、小型特殊自動車、販売用自動車、レンタカー（カーシェアを含む）などは対象外

支援金額 対象車両の台数に下表の区分に応じた金額を乗じて得た額の合計額

自動車検査証の種類	1台あたりの給付額
道路交通法で定める【大型自動車】	50,000円
道路交通法で定める【大型特殊自動車】	50,000円
道路交通法で定める【中型自動車】【準中型自動車】	30,000円
道路交通法で定める【普通自動車】	20,000円
【軽自動車】	10,000円

申請 3月20日(月)までに郵送で泉佐野市事業者支援金事務局へ

問合せ先 泉佐野市事業者支援金コールセンター（☎468-8425 平日午前9時～午後5時）

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

